

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中西印刷株式会社
電話 (075) 441-3155

目 次

告 示	ページ
○随意契約の相手方の決定 (情報政策課)	291
○京都府新しい商店街づくり総合支援事業 費補助金交付要綱の一部を改正する告示 (中小企業総合支援課)	〃
○地方自治法に基づく収納事務の委託 (農林水産技術センター)	293
○公共測量の終了 (用地課)	〃

公 告	
○土地改良区役員の就退任届 (中丹広域振興局)	293
○土地改良区の定款変更の認可 (農村振興課)	294
公 営 企 業	
○落札者の決定	〃
正 誤	
○令和8年3月31日付け京都府公報号外第20号中	〃

告 示

京都府告示第279号

随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和8年5月22日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 業務の名称
京都式自治体業務次世代モデル創発業務委託
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
京都府総合政策環境部情報政策課

- 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
- 契約日
令和8年4月3日
 - 契約の相手方の名称及び住所
京都府自治体情報化推進協議会
京都市上京区西洞院通下立売上る西大路町149番地
の1
 - 契約金額
164,900,000円
 - 契約の方法
随意契約
 - 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特
例を定める政令(平成7年政令第327号)第11条第1
項第1号

京都府告示第280号

京都府新しい商店街づくり総合支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年5月22日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府新しい商店街づくり総合支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示

京都府新しい商店街づくり総合支援事業費補助金交付要綱(平成10年京都府告示第411号)の一部を次のように改正する。

第8条を削り、第9条を第8条とし、第10条を第9条とし、第11条を削り、第12条を第10条とし、第13条を第11条とする。

別表の1の項中「子育て応援型事業」を「子育て応援事業」に、

3分の2以内	200万円（子育て応援型事業にあっては、250万円）	を	3分の2以内（子育て応援事業にあっては、4分の3以内）	100万円	に、										
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 25%;">(3) 商店街創生センターによる支援を通じて把握した地域の課題の解決のために2以上の商店街団体等又は1以上の商店街団体等と1以上の特定非営利活動法人（商店街運営等特定非営利活動法人を除く。）とが連携して行う事業であって、その具体的な目標及び方法を定めた計画に従い、空き店舗等の活用等により行われるもの</td> <td style="width: 25%;">商店街振興組合、事業協同組合、事業協同小組合、任意団体、商工会、商工会議所、特定一般財団法人、商店街組合、特定非営利活動法人、まちづくり事業者その他知事が適当と認めるもの</td> <td style="width: 25%;">報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、役務費、通信運搬費、広告料、使用料及び賃借料（店舗の賃借料にあっては、6月間の賃借に係るものを限度とする。）、委託料、工事費、修繕費又は備品購入費</td> <td style="width: 10%;">3分の2以内</td> <td style="width: 15%;">500万円</td> </tr> <tr> <td>(4) 商店街創生センターによる支援を通じて把握した地域の課題解決のために行う事業であって、中小企業経営支援等対策費補助金（地域商業機能複合化推進事業）交付要綱（令和3年3月29日付け20210222財中第8号）第3条に定める間接補助事業者が行うもの</td> <td>商店街振興組合、商店街振興組合連合会、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、任意団体、商店街組合、商工会連合会、商店街運営等特定非営利活動法人、まちづくり事業者その他知事が適当と認めるもの</td> <td>謝金、旅費、会議費、施設整備費、施設・設備の撤去に係る経費、店舗等賃借料、無体財産購入費、備品費、借料・損料、消耗品費、委託費、外注費、通信運搬費その他知事が適当と認めるもの</td> <td>4分の3以内</td> <td>3,000万円</td> </tr> </table>						(3) 商店街創生センターによる支援を通じて把握した地域の課題の解決のために2以上の商店街団体等又は1以上の商店街団体等と1以上の特定非営利活動法人（商店街運営等特定非営利活動法人を除く。）とが連携して行う事業であって、その具体的な目標及び方法を定めた計画に従い、空き店舗等の活用等により行われるもの	商店街振興組合、事業協同組合、事業協同小組合、任意団体、商工会、商工会議所、特定一般財団法人、商店街組合、特定非営利活動法人、まちづくり事業者その他知事が適当と認めるもの	報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、役務費、通信運搬費、広告料、使用料及び賃借料（店舗の賃借料にあっては、6月間の賃借に係るものを限度とする。）、委託料、工事費、修繕費又は備品購入費	3分の2以内	500万円	(4) 商店街創生センターによる支援を通じて把握した地域の課題解決のために行う事業であって、中小企業経営支援等対策費補助金（地域商業機能複合化推進事業）交付要綱（令和3年3月29日付け20210222財中第8号）第3条に定める間接補助事業者が行うもの	商店街振興組合、商店街振興組合連合会、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、任意団体、商店街組合、商工会連合会、商店街運営等特定非営利活動法人、まちづくり事業者その他知事が適当と認めるもの	謝金、旅費、会議費、施設整備費、施設・設備の撤去に係る経費、店舗等賃借料、無体財産購入費、備品費、借料・損料、消耗品費、委託費、外注費、通信運搬費その他知事が適当と認めるもの	4分の3以内	3,000万円
(3) 商店街創生センターによる支援を通じて把握した地域の課題の解決のために2以上の商店街団体等又は1以上の商店街団体等と1以上の特定非営利活動法人（商店街運営等特定非営利活動法人を除く。）とが連携して行う事業であって、その具体的な目標及び方法を定めた計画に従い、空き店舗等の活用等により行われるもの	商店街振興組合、事業協同組合、事業協同小組合、任意団体、商工会、商工会議所、特定一般財団法人、商店街組合、特定非営利活動法人、まちづくり事業者その他知事が適当と認めるもの	報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、役務費、通信運搬費、広告料、使用料及び賃借料（店舗の賃借料にあっては、6月間の賃借に係るものを限度とする。）、委託料、工事費、修繕費又は備品購入費	3分の2以内	500万円											
(4) 商店街創生センターによる支援を通じて把握した地域の課題解決のために行う事業であって、中小企業経営支援等対策費補助金（地域商業機能複合化推進事業）交付要綱（令和3年3月29日付け20210222財中第8号）第3条に定める間接補助事業者が行うもの	商店街振興組合、商店街振興組合連合会、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、任意団体、商店街組合、商工会連合会、商店街運営等特定非営利活動法人、まちづくり事業者その他知事が適当と認めるもの	謝金、旅費、会議費、施設整備費、施設・設備の撤去に係る経費、店舗等賃借料、無体財産購入費、備品費、借料・損料、消耗品費、委託費、外注費、通信運搬費その他知事が適当と認めるもの	4分の3以内	3,000万円											

を

(3) 中小企業者等が商店街等の空き店舗等において新たに行う事業であって、当該商店街等の魅力を向上させるために商店街団体等が定めた計画に従って行われるもの	中小企業者等（商店街団体等の組合員又は会員であるものに限る。）	報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、役務費、通信運搬費、広告料、使用料及び賃借料（店舗等の賃借料にあっては、6月間の賃借に係るものを限度とする。）	2分の1以内	40万円
		工事費、修繕費及び備品購入費		100万円

に改める。

附 則

- 1 この告示は、令和8年5月22日から施行し、この告示による改正後の京都府新しい商店街づくり総合支援事業費補助金交付要綱の規定は、令和8年度分の補助金から適用する。
- 2 この告示による改正前の京都府新しい商店街づくり総合支援事業費補助金交付要綱の規定に基づいて令和7年度以前に交付した補助金については、なお従前の例による。

京都府告示第281号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定により、次のとおり公金の収納に関する事務を委託した。

令和8年5月22日

京都府知事 西 脇 隆 俊

指定 番号	名称	住所又は事務所の所在地	委託した公金事務に係る歳入等又は歳出	指 定 年月日	委 託 年月日
48	綾部商工会議所	綾部市西町一丁目50の1	生産物の販売代金	令 8. 1. 27	令 8. 4. 16

京都府告示第282号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の地域の公共測量(令和7年京都府告示第594号)が令和8年3月31日終了した旨測量計画機関の長である八幡市長から通知があった。

令和8年5月22日

京都府知事 西 脇 隆 俊

測量の地域
八幡市全域

公 告

福知山市堀井口堰土地改良区の役員の改選に伴い、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第18項の規定により、次のとおり新旧役員の氏名及び住所の届出があった。

令和8年5月22日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 就任役員

(1) 理事

住 所	氏 名
福知山市字堀1060	小 松 崇 彦

福知山市字堀1443	田 中 修 一
〃 〃 966の3	蒲 善 光
綾部市大島町中地21の5	谷 口 勝 敏
福知山市土師新町2丁目57	高 橋 雅 紀
〃 字土師696	佐 藤 幸 範

(2) 監事

住 所	氏 名
福知山市字土師628	芦 田 修 司
〃 字堀1635の2	宮 本 乃 輔

2 退任役員

(1) 理事

住 所	氏 名
福知山市字堀2016	稲 田 義 明
〃 〃 1443	田 中 修 一
〃 〃 966の3	蒲 善 光
綾部市大島町中地21の5	谷 口 勝 敏
福知山市土師新町2丁目57	高 橋 雅 紀
〃 字土師646・647合地	佐 藤 洋 司

(2) 監事

住 所	氏 名
福知山市字土師569	芦 田 満
字堀1635の2	宮 本 乃 輔



土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、京都大原土地改良区の定款の変更を令和8年5月13日認可した。

令和8年5月22日
京都府知事 西 脇 隆 俊



土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、京都市東山土地改良区の定款の変更を令和8年5月13日認可した。

令和8年5月22日
京都府知事 西 脇 隆 俊

公 営 企 業

京都府公営企業告示第6号

落札者を次のとおり決定した。

令和8年5月22日
京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1(1) 購入物品の名称及び数量
水道用次亜塩素酸ナトリウム 924トン
- (2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
京都府営水道事務所総務企画課
宇治市宇治下居64
- (3) 落札決定日
令和8年4月3日
- (4) 落札者の名称及び所在地
前田化学株式会社京都支店
京都市中京区烏丸通二条下る秋野々町524番地

- (5) 落札金額
85,885,800円
- (6) 契約の方法
一般競争入札
- (7) 入札公告日
令和8年2月20日
- 2(1) 購入物品の名称及び数量
水道用ポリ塩化アルミニウム 1,270トン
- (2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
京都府営水道事務所総務企画課
宇治市宇治下居64
- (3) 落札決定日
令和8年4月3日
- (4) 落札者の名称及び所在地
前田化学株式会社京都支店
京都市中京区烏丸通二条下る秋野々町524番地
- (5) 落札金額
69,850,000円
- (6) 契約の方法
一般競争入札
- (7) 入札公告日
令和8年2月20日
- 3(1) 購入物品の名称及び数量
水道用粉末活性炭 160,000キログラム
- (2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
京都府営水道事務所総務企画課
宇治市宇治下居64
- (3) 落札決定日
令和8年4月3日
- (4) 落札者の名称及び所在地
株式会社岡畑
堺市北区百舌鳥赤畑町1丁37番地
- (5) 落札金額
38,368,000円
- (6) 契約の方法
一般競争入札
- (7) 入札公告日
令和8年2月20日

正 誤

令和8年3月31日付け京都府公報号外第20号中次のとおり訂正

ページ	行	誤	正
9	下から11	自動車税種別割	自動車税の種別割